

請求人 (略)

備前市監査委員 小野田 隼也

備前市監査委員 尾川 直行

備前市職員措置請求書について (通知)

令和7年4月23日付けで提出され、同日付けで受け付けた備前市職員措置請求書(以下「請求書」という。)については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下、請求書転記部分以外は「法」という。)第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られ、非財務会計行為上の行為は住民監査請求の対象とはならない。
- 2 請求人は、請求書の請求の要旨において、「2024年2月当初予算において」提案が行われた「「ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー」事業」(以下「当該事業」という。)について、「備前市内の中高生は約1200人。そのうち事業対象はわずか200人と少なく、不平等」であり、「参加できる人と、できない人の差別が生じ」、「地方自治法10条2項が定めるように、区域内に住所を有するものであれば、「役務の提供」を「ひとしく受ける権利」を奪うもので」あり、「「子ども成長については」教育基本法第4条1項で「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会をあたえられなければならない」「経済的地位」によって「教育上差別されない」とされて」おり、「住民の差別を備前市が行ってはならず、地方自治法第10条2項、教育基本法第4条1項に反している」としており、このことから、請求書の措置請求の趣旨において、「当該事業は大きく公平さを欠くものであり、当該事業への支出金全額」の返還を求めるとしている。
- 3 以上の事から、請求書において摘示されている監査請求対象行為は、「当該事業の対象者につ

いて、参加できる人と、できない人の差別が生じていること」であり、そのことが適正を欠くと主張しているものと解される。

- 4 法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の長その他の職員の公金、契約、債務その他の義務又は財産に関する行為である財務会計行為を対象とするものであるが、請求書において摘示されている監査請求対象行為は、「当該事業の対象者について、参加できる人と、できない人の差別が生じていること」であり、このことは、非財務会計行為であって法に定める住民監査請求の対象には当たらない。
- 5 以上のほか、請求人は、「2024 年 6 月定例会では上限を 1 人あたり 60 万とし、自己負担なくツアーに参加できるように制度設計を変更し」、「財源もふるさと納税企業版、クラウドファンディングも追加」し、「職員の随行も 0 人であったものが 24 人になって」おり、これらは無計画な財政運営であって、地方財政法¹（昭和 23 年法律第 109 号）第 1 条並びに法第 1 条に違反するとしている。
- 6 これらは、当該事業の予算の財源や事業の内容について、その妥当性、公平性を論じているにすぎず、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象には当たらない。
- 7 さらに、請求人は、市が議会へ提案した当該事業に係る予算について、「2024 年 2 月定例議会、2024 年 6 月定例議会でも明らかになったように賛否が議会で大きく分かれる議案」であり、「慎重に審議を図ることが必要でありながら市民の声を聞くことなく議案を提出した」としている。また、当該事業の「政策過程の分かる文書（議事等）の開示を行ったところ」、「対象となる行政文書の件名は「対象なし」、開示しない理由は「文書不存在」とされて」いたことは、「備前市の政策決定が何時、どこで決定されているのか全くもって不透明であり、非民主的であり市民に対して誠に不誠実」としている。
- 8 これらは、市は、市民の声を聞くことなく議案を提出したこと、また、当該事業に係る政策過程が不透明であることが市民に対して不誠実であるとする請求人の主張であって、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象には当たらない。
- 9 以上により、本件請求書については、法第 242 条第 1 項の要件を満たしていないと認められることから、監査委員の合議により、これを却下する。

以上

¹請求人は、請求書において「地方税法第 1 条「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資する」との定め明らかに違反する」としているが、監査委員は内容等から地方税法を地方財政法と読み替えた。